

宗像市屋外広告物条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 広告物等の制限（第 4 条 第 1 7 条）
- 第 3 章 管理、監督等（第 1 8 条 第 3 0 条）
- 第 4 章 雑則（第 3 1 条 第 3 5 条）
- 第 5 章 罰則（第 3 6 条 第 3 9 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第 2 条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（責務）

第 3 条 市は、広告物及び掲出物件に関し、この条例の目的を達成するために必要な情報の提供及び知識の普及に努めるとともに、市民及び事業者と連携を図りながら、広告物及び掲出物件に関する施策を推進するものとする。

2 市民及び事業者は、前項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 広告主（自ら広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者及び屋外広告物業を営む者その他の者に委託すること等により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者をいう。）屋外広告物業を営む者及び広告物又は掲出物件を管理する者は、この条例を遵守するとともに、第 1 項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

第 2 章 広告物等の制限

（特別地域）

第 4 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （ 1 ）都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は景観地区のうち、市長が指定する地域
- （ 2 ）景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 7 4 条第 1 項の規定により指定された準景観地区であって、宗像市景観条例（平成 2 6 年宗像市条例第 1 7 号）により制限を受ける地域のうち、市長が指定する地域
- （ 3 ）景観法第 1 9 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は同法第 2 8 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の周辺のうち市長が指定する地域
- （ 4 ）宗像市景観条例第 6 条第 3 項の規定により定められた景観重点区域のうち市長が指定する区域
- （ 5 ）文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 7 条又は第 7 8 条第 1 項の規定により指定された建造物及び同法第 1 0 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 1 0 条第 1 項の規定により指

- 定され、又は仮指定された地域並びにこれらの周辺のうち、市長が指定する地域
- (6) 福岡県文化財保護条例（昭和 3 0 年福岡県条例第 2 5 号）第 4 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の規定により指定された建造物及び同条例第 3 7 条第 1 項の規定により指定された地域並びにこれらの周辺のうち、市長が指定する地域
 - (7) 宗像市文化財保護条例（平成 1 5 年宗像市条例第 7 7 号）第 4 条第 1 項又は第 2 8 条第 1 項の規定により指定された建造物及び同条例第 3 5 条第 1 項の規定により指定された地域並びにこれらの周辺のうち、市長が指定する地域
 - (8) 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条第 1 項第 1 1 号の規定により指定された保安林のある地域のうち市長が指定する地域
 - (9) 自然公園法（昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号）第 2 章の規定により指定された特別地域及び普通地域のうち市長が指定する地域
 - (1 0) 自然環境保全法（昭和 4 7 年法律第 8 5 号）第 4 章の規定により指定された自然環境保全地域のうち市長が指定する地域
 - (1 1) 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域
 - (1 2) 高速自動車国道の全区間、道路（高速自動車国道を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
 - (1 3) 道路及び鉄道に接続する地域で市長が指定する区域
 - (1 4) 河川、海浜、山、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
 - (1 5) 漁港、港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
 - (1 6) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所で、市長が指定する建物並びにその敷地
 - (1 7) 古墳及び墓地
 - (1 8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所
（禁止展望広告物）
- 第 5 条 市長が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、これを表示し、又は設置してはならない。
（禁止物件）
- 第 6 条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣、擁壁の類
 - (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 2 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹
 - (4) 信号機、道路標識、歩道柵、カーブ・ミラー、パーキング・メーター及び道路情報管理施設、駒止めの類並びに里程標の類
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識（はり紙、はり札等（法第 7 条第 4 項に規定するはり札等をいう。以下同じ。） 広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。） 立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）その他これらに類するものを表示する場合に限る。）
 - (6) 消火栓、火災報知機、防火水槽標識及び火の見やぐら
 - (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (1 0) 景観重要建造物及び景観重要樹木

(1 1) 銅像、神仏像及び記念碑の類

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(普通地域)

第 7 条 第 4 条に規定する地域又は場所を除く本市域内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(広告物活用地区)

第 8 条 市長は、第 4 条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所で、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている地域又は場所を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において表示され、又は設置される広告物又は掲出物件については、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれのないものとして市長の確認を受けたものに限り、第 6 条及び第 7 条の規定は、適用しない。

(景観保全型広告整備地区)

第 9 条 市長は、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

6 景観保全型広告整備地区において、第 1 1 条第 2 項第 1 号に規定する広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、景観保全型広告整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者に対して、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

(広告物協定地区)

第 1 0 条 一定の区域内の土地(公共施設の用に供する土地その他これに類する土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の目的

(2) 広告物協定の対象となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)

(3) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(4) 広告物協定の有効期間

(5) 広告物協定に違反した場合の措置

(6) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第 1 項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第 1 項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うことができる。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第 1 項又は第 3 項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

6 市長は、第 1 項又は第 3 項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第 1 項又は第 3 項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第 1 1 条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 4 条から前条までの規定は、適用しない。

ただし、第 2 号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、あらかじめ、規則で定めるところにより市長と協議してその同意を得たものに限る。

(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件

(3) 公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) の規定に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 4 条及び第 7 条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件 (以下「自家広告物等」という。) で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件

(5) 講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件

(6) 自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 道路運送車両法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号) の規定に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、当該本拠において適用される屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物

(8) 人、動物、車両 (自動車を除く。) 船舶等に表示される広告物

(9) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

(1 0) 政治資金規正法 (昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、

規則で定める基準に適合するもの

- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 6 条第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 第 6 条第 1 項第 2 号、第 8 号、第 9 号に掲げる物件又は第 10 号に掲げる景観重要建造物にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 6 条第 1 項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 4 条の規定は、適用しない。
- (1) 自家広告物等（第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。）
- (2) 道標、案内板その他公共的目的を持った広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件
- (3) 市長が指定する団体が表示する広告物又はこれの掲出物件
- 5 公益上必要な施設又は物件で、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合には、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、適用しない。
- 6 第 5 条の市長が指定する場所からの展望を阻害するおそれがなく、かつ、特にやむを得ないと認められる広告物又は掲出物件については、宗像市景観条例第 53 条第 1 項に規定する宗像市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の議を経て、市長の許可を受けた場合に限り、第 5 条の規定は、適用しない。

（経過措置）

- 第 12 条 第 4 条から第 7 条まで及び第 9 条から前条までの規定により広告物又は掲出物件の表示又は設置について新たに制限が加えられることとなった地域若しくは場所又は物件において、当該制限が加えられることとなった際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、当該制限が加えられることとなった日から 3 年間（この条例の規定による許可を受けていたものについては、当該許可の期間）（ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、規則で定める期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 2 前項に規定する期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（禁止広告物）

- 第 13 条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。
- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（許可等の期間及び条件）

- 第 14 条 市長は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合には、許可等の期間を規則で定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 2 前項の許可等の期間は、3 年を超えることができない。
- 3 市長は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前 2 項

の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第 15 条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、市長の許可等を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

(許可の基準)

第 16 条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、景観審議会の議を経て、これを許可することができる。

(許可等の表示)

第 17 条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件の一部に許可等印を受け、又は許可等証を表示しなければならない。

第 3 章 管理、監督等

(管理義務)

第 18 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「広告物の表示者等」という。)は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。

(除却義務)

第 19 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、第 20 条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第 12 条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第 20 条 市長は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

(1) 第 14 条第 1 項(同条第 3 項又は第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による許可等の条件に違反したとき。

(2) 第 15 条第 1 項の規定に違反したとき。

(3) 第 23 条第 1 項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

(屋外広告物管理者の設置)

第 21 条 この条例の規定による許可等に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、屋外広告物管理者を置かなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件を管理する屋外広告物管理者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士(同条第 4 項に規定する木造建築士を除く。)の資格を有する者又は法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者でなければならない。

(屋外広告物管理者等の届出)

第 2 2 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第 1 項の規定により屋外広告物管理者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。屋外広告物管理者を変更したときも、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可等に係る広告物の表示者等がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
(違反に対する措置)

第 2 3 条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項及び方法)

第 2 4 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件を除却した日時及び場所
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 法第 8 条第 6 項に規定する費用の徴収に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 1 4 日間(法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物にあっては、2 日)、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報紙等に掲載すること。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第 2 5 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第 2 6 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、規則で定める方法

により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 27 条 法第 8 条第 3 項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第 28 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件又は法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けべき所有者等であることを証明させるほか、規則で定めるところにより返還するものとする。

(立入検査)

第 29 条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、広告物の表示者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第 30 条 広告物の表示者等について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第 4 章 雑則

(景観審議会への意見聴取等)

第 31 条 市長は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、第 12 号から第 16 号まで及び第 18 号の規定により、地域若しくは場所を指定しようとするとき、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 第 5 条の規定により場所を指定し、変更し、又は解除しようとするとき。
- (3) 第 6 条第 1 項第 12 号の規定により物件を指定し、変更し、又は解除しようとするとき。
- (4) 第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により地区を指定し、変更し、又は解除しようとするとき。
- (5) 第 9 条第 2 項の規定による基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (6) 第 10 条の規定による認定をしようとするとき。
- (7) 第 11 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 10 号並びに第 3 項から第 5 項までの規定による基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (8) 第 16 条第 1 項の規定による基準を定め、又は変更しようとするとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 景観審議会は、広告物に関する事項について、市長に建議することができる。

(告示)

第 3 2 条 市長は、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 1 項第 1 2 号、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定による指定をし、又はこれらを変更若しくは解除したとき並びに第 1 0 条の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(手数料)

第 3 3 条 営利を目的とする広告物又は掲出物件について、第 7 条の規定による許可、第 8 条第 2 項の規定による確認、第 1 4 条第 3 項の規定による許可の更新又は第 1 5 条第 1 項の規定による変更等の許可を受けようとする者は、手数料を当該申請の際に納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第 6 条第 1 項の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可等(許可等の変更等及び更新を含む。)を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の手数料は、宗像市手数料条例(平成 1 5 年宗像市条例第 5 2 号)に定めるところによる。

(適用上の注意)

第 3 4 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第 3 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

第 3 6 条 第 2 3 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は、5 0 万円以下の罰金に処する。

第 3 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条から第 7 条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者

(2) 第 1 5 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

(3) 第 1 9 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

第 3 8 条 第 2 9 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。

第 3 9 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に福岡県屋外広告物条例(平成 1 4 年福岡県条例第 3 5 号。以下「県条例」という。)の規定によりなされている許可及び当該許可に係る届出については、当該許可の期間に限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に県条例の規定によりなされている同意については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造する(第 1 5 条ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。)ときまでは、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

(施行日前の指定等)

5 市長は、施行日前においても、第4条、第5条、第6条第1項第12号、第8条第1項、第9条第1項、第10条又は第32条の規定の例により、その指定、認定又は告示をすることができる。

(準備行為)

6 市長は、施行日前においても、この条例の相当規定の例により、広告物又は掲出物件のうち、その表示又は設置の期間の初日が施行日以降となるものに係る許可等に関し、必要な準備行為を行うことができる。

(宗像市手数料条例の一部改正)

7 宗像市手数料条例(平成15年宗像市条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第2 営利を目的とする屋外広告物及びこれを提出する物件で、福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)第5条、第7条第4項、第10条第3項及び第11条第1項の規定による許可申請の項を次のように改める。

宗像市屋外広告物条例(平成27年宗像市条例第37号)第7条、第8条第2項、第11条第4項及び第6項並びに第15条第1項の規定による許可等の申請	屋	はり紙	1枚につき	5円	
	外	はり札等	1枚につき	10円	
	広	広告幕又は広告旗	1枚につき	400円	
	告	立看板等	1個につき	200円	
	物	アドバルーン	1個につき	1,000円	
	許	電柱、街灯柱又は標識の類を利用する広告物	1個につき	200円	
	可	広告板、広告	1m ² 未満のとき。	1個につき	200円
	等	塔その他の広	1m ² 以上2m ² 未満のとき。	1個につき	400円
	申	告物。ただし、	2m ² 以上5m ² 未満のとき。	1個につき	800円
	請	照明を伴うも	5m ² 以上10m ² 未満のとき。	1個につき	1,600円
手	のについて	10m ² 以上20m ² 未満のとき。	1個につき	3,200円	
数	は、当該手数	20m ² 以上30m ² 未満のとき。	1個につき	5,000円	
料	料額に10割	30m ² 以上50m ² 以下のとき。	1個につき	8,000円	
	を加算するも	50m ² を超えるとき。	1個につき	8,000円に	
	のとする。			50m ² を超える面積(1m ² 未満の端数を生じる場合は、1m ² に切り上げた面積)については1m ² につき200円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。	